

「普代村おためしU愛Jターン移住体験事業」実施に係る運用方針

普代村おためしU愛Jターン移住体験事業の実施にあたり、「普代村おためしU愛Jターン移住体験事業実施要綱（平成28年7月1日施行）」に定めるもののほか、必要な事項については運用方針において定める。

1. 体験施設について

本事業において利用させる体験施設は、下記のとおりとする。

所在地	岩手県下閉伊郡普代村第24地割字鳥居7番地1
名称	普代村自然体験学習施設
建築年	平成5年
構造	木造平屋建て
面積	173.07 m ²
棟数	1棟

2. 参加資格について

- (1) 原則20歳以上の者
- (2) 県外在住の者
- (3) 利用期間途中からの利用者の追加は認めない

3. レポート及びモニター発信について

- (1) 利用者は利用期間満了までに普代村へ移住体験レポートを提出すること
- (2) 利用者は自身のブログやツイッター、フェイスブック等において可能な限り移住体験活動をモニター発信すること

4. 事前申込み・参加申請について

(1) 事前申込み

原則、利用希望日の1か月前までに「普代村U愛Jターン移住体験事業参加申請書」により申込み（郵送、FAX、電子メール可）し、申込みが複数の場合は村で選考する

受付期間：平成28年7月1日（金）から平成29年2月24日（金）

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

申込み先：〒028-8392 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2

普代村役場 政策推進室

TEL：0194-35-2114 FAX：0194-35-3017

E-mail：f-seisaku@vill.fudai.iwate.jp

(2) 参加申請書の提出

村が選考した参加者については、事前申込み時に提出した「普代村U愛Jターン移住体験事業参加申請書」を本申請として取り扱う

5. 利用期間について

1 週間（7日）以内

※利用期間開始日及び満了日が土日祝日（普代村の休日に関する条例による休日を含む）の場合は、開始日は翌開庁日から、満了日は閉庁日の前日とする

6. 協力金について

体験施設の利用に関し、清掃及び寝具洗濯料に係る協力金は次のとおりとする

協 力 金	1 人に付き 1 日 500 円
-------	------------------

7. 協力金の納付について

決定者は、移住体験事業初日に普代村役場に来庁し、協力金を納付すること

8. 体験施設の鍵の受け渡しについて

- (1) 利用開始時 協力金の納付を確認後、体験施設において施設の利用説明を受けて鍵を受け取る
- (2) 利用終了時 利用期間最終日において、村職員の立会いの下、体験施設の管理状況及び備品等の確認を行った後、村に鍵を返却する

9. 消耗品について

- (1) 生活上必要な消耗品については、利用者で用意すること
- (2) 利用者が用意した消耗品については、退去時に撤去・処分すること

10. 利用期間の更新について

利用期間の更新は原則として行わない

11. 制限行為を行った場合

- (1) 要綱第 10 条に規定する制限される行為が判明した場合は、判明日に退去を命じる
- (2) 既に納付した協力金については返還しない

12. その他

体験施設は、学校法人追手門学院大学サテライト施設を兼ねるものであり、原則として学生等の受入が優先されるもの

申込みから決定までの流れ

- ① 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 2 月 24 日までに申請書により事前申込み（郵送、ファックス、電子メール）
- ② 選考
- ③ 村より決定書の送付